

青森県後期高齢者医療広域連合告示第12号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第40条の規定により、平成23年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年6月27日

青森県後期高齢者医療広域連合長 鹿 内



1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
広 域 連 合 長	1	1	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0

ロ 口頭による開示請求の件数

口頭による開示請求はなかった。

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求はなかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求はなかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ては、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。